

秩父市農業委員会 令和3年 第1回 定例総会 議事録

1 会 期 令和3年1月25日(月) 午後2時00分から  
同 日 午後3時05分まで

2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	1番	条 東 男
会長職務代理者	3番	長谷川 満
委 員	2番	上井 克彦
委 員	4番	加藤 勝市
委 員	5番	笠原 倍吉
委 員	6番	彦久保 利平
委 員	8番	黒澤 昌治
委 員	9番	青野 孝司
委 員	10番	新田 恭一
委 員	11番	長島 秀明
委 員	12番	豊田 恵男
委 員	13番	設楽 治男

4 欠席した委員(1人)

会長職務代理者 7番 横田 友

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (4人)

第1区域 吉川 稔 松澤 眞一  
 第5区域 新井 明弘 木村 初枝

7 出席を求めなかった農地利用最適化推進委員 (10人)

第2区域 倉林 幸男 大久保 勝  
 第3区域 田口 俊夫 小久保 健司  
 第4区域 齊藤 稔 富田 典孝  
 第5区域 高田 忠一 新舟 文男  
 第6区域 千島 初夫 木村 雄一

8 農業委員会事務局職員

事務局長 上林 晃 主席主幹 小嶋 祥弘  
 参 与 高野 明生 主 事 岩田 直樹  
 主席主幹 新井 幸男 主 幹 新地 広幸  
 主 幹 加藤 和彦

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長 (会長)** ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第1回定例総会  
 を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長 (会長)** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた  
 しましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（条会長）** 本日は7番 横田 友委員、から欠席の通告がありました。

よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防対策のため、議案担当推進委員以外の出席を求めませんでした。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（条会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

2番 上井 克彦委員 及び 3番 長谷川 満委員 以上のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

**議長（条会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**上林事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。1の「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」ですが、農地中間管理事業を利用するための合意解約となります。内容を審査しましたところ、解約することについて、合意が成立した日から30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。

したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものと判断しました。なお、解約の理由ですが、鳥獣被害により作物の収穫が皆無となったことによるものでございます。

次に2の「農業用施設に係る届出の受理について」ですが、土地の詳細は、田村字坊平 畑 1筆 166平方メートルで、建築面積60平方メートルです。届出事由は、現在使用している倉庫が、公共工事に伴う、橋の架け替えに

支障を来たすことから、移転を余儀なくされたことによるものです。届出の内容を審査したところ、農地を200平方メートル未満の農業用施設に供する場合は、転用の制限から除外される事案に該当していることを確認しました。

いずれも会長専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

#### 日程第6 審 議 議 案 の 報 告

**議長（会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**上林事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書7ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、番号5の申請地の地番〇〇〇〇を、××××に訂正してください。

それでは、令和3年 第1回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて が2件、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について が4件、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について が6件、以上でございます。 よろしく申し上げます。

**議長（会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

#### 日程第7 議 案 審 議

議案第1号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)

**議長（会長）** これより議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**高野参与** 議案第1号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としてはこの規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の久那 字 下安立 畑 2筆 216平方メートルを設定するものです。案内図の1ページをご覧ください。

申し出の所在につきましては、秩父ミュージックパーク南口信号の東北東470m付近に位置し、平成3年、相続により取得した土地です。

農地の所有者は、申出地の南東300m付近に居住しておりますが、申出地との標高差が50mあり、農具を持参し急坂道を登っての農作業には年齢的に無理があり、将来遊休農地になる恐れがあることから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ不耕作地でした。説明は以上です。

**新井主席主幹** つづきまして番号2について説明をします。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、下吉田 字 釜ノ上 畑 1筆 150㎡を設定するものです。

案内図の2ページをご覧ください。申出の所在につきましては、吉田総合支所から南約430mに位置しており、平成3年に売買により取得した土地です。

農地の所有者は小鹿野町に居住しており、年を取ってきたため今後耕作することが難しいという理由から、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、保全管理された土地になっていました。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

説明は以上です。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5番（笠原委員）** 詳細につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。現地を担当職員、担当推進委員と3人で確認してまいりましたが、桑園の立木があり荒れている土地でしたが、日当たりも良く平地であることから、近隣の方に耕作してもらえれば農地ができる判断をしました。ご審議よろしくお願ひします。

**1区（松澤推進委員）** 概要は、事務局・農業委員さんからの報告のとおりです。現地は荒れており、近隣にも住宅があることから、近隣の方に農地として耕作してもらうことが良いと判断をしました。審議よろしくお願ひします。

**2番（上井委員）** 現地の概要は、事務局の説明のとおりで、農地の周辺に住宅が立地されており、保全管理状態でした。ご審議よろしくお願ひします。

**5区（木村推進委員）** 現地を3人で確認してまいりました。保全管理の行き届いた農地であると判断をしました。ご審議よろしくお願ひします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、可決することに決しました。

**議案第2号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （4件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

を議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** 私からは番号1から3について説明します。

はじめに番号1、番号2について、関連がありますので一括して説明させていただきます。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、番号1は、中村町三丁目 畑 1筆 2862㎡で、平成25年に相続により取得した土地です。番号2は、中村町四丁目 田 2筆 計 1252㎡で、平成17年相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。土地の所在につきましては、番号1は、秩父公園橋から南に約400m、番号2は、同じく秩父公園橋から南に約100m離れた場所に位置しています。また、番号1、番号2の合計面積は4114㎡であり、中村町の下限面積要件である1000㎡を満たしております。

譲受人は令和2年10月28日に、果実・野菜等の農作物の生産、販売並びに加工品の製造、販売、農作物の摘み取り体験農園の経営、農泊施設の経営等を事業の目的に設立された法人です。このたび、新規に農地を譲り受けるとともに、周辺の土地も使用することで、当地で滞在型・体験型観光農園事業をおこないたいとして申請されました。

申請では、番号1が賃借権の設定、番号2が所有権の移転となっておりますが、原則として、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人のみであるため、譲受人は農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件、すなわち、法人形態の要件、事業要件、構成員要件、常時従事役員等の要件をそれぞれ満たしている必要があります。提出された事業等の状況によりますと、法人形態の要件については、譲受人が株式会社であることからこれを満たしています。

事業要件につきましては、まず履歴事項全部証明書に「農作物の生産、販売」の記載があり、また事業計画として、今後3か年の販売計画において、農業と関連事業の売上高合計が、法人全体の売上高合計の過半を占めるものとなっていることから、主たる事業が農業と関連事業であることという要件を満たしています。

構成員要件につきましては、株式会社であれば、農業関係者の有する議決権の合計が総株主の過半を占めなければならないとされておりますが、総株数180株のうち160株を常時従事者が有しているため、要件を満たしております。

常時従事役員等の要件につきましては、理事の過半がその法人に常時、年150日以上従事すること、及びこれに該当する理事若しくは重要な使用人のうち、1人以上が年間60日以上農作業に従事することとされています。事業等の状況によれば、理事5人のうち4人が年間280日の従事、また農作業への常時従

事の見込みもあることから、要件を満たしております。

以上より、譲受人は農地所有適格法人を設立するためのすべての要件を満たしております。なお、農地所有適格法人が農地の所有権を取得したのちには、その要件を継続して満たしているか等の確認のため、毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告する義務があります。

事業の全体としましては、秩父公園橋下周辺の土地を使用し、さくらんぼ、ブルーベリー等の果実、野菜の栽培及び農作物の収穫体験、テント泊による農泊体験、ジャムづくり、ドライフルーツづくりといった農作物の加工体験を踏まえた6次産業等を展開していく計画になっています。なお、今回の申請地には、ハウスを建て、さくらんぼを栽培する予定です。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして、番号3について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、中宮地町 田 1筆 173㎡で、平成30年に相続により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父第一小学校から南東に約500m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、申請地のすぐ近くに居住しております。また市内で1800㎡の農地を所有、耕作していることから、中宮地町の下限面積1000㎡を満たしております。申請の目的は農業経営の拡大です。申請地は既に譲受人が畑として使用している場所で、このたび、土地の譲渡しについて譲渡人との協議がまとまり、引き続き耕作に供していきたいとして申請されました。

譲受人は、農作業歴が約40年で妻ともに農業を営んでおり、耕うん機、管理機、田植機、バインダー、ハーベスター等の農機具を所有しています。申請地の登記上の地目は田ですが、現況は畑としてよく管理されており、農地取得後も引き続き、ネギ、ジャガイモ、ナス、キュウリ、トマト、ダイコン、ハクサイ等の野菜を栽培する予定になっております。説明は以上です。

**新井主席主幹** 番号4について説明します。

本件は、令和2年第12回定例総会において審議いただいた「議案第68号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規程に基づき決定された、上吉田 字 三島ノ前畑 1筆 542㎡について、譲り受けたい旨の申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したことから、このたびの申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地



は平成4年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。

土地の所在につきましては、吉田元気村から南東約970mに位置しています。

譲渡人、譲受人は兄弟（あにおとうと）の間柄で双方とも秩父市街に居住しています。現在、申請地に隣接する住宅には兄弟の母が一人で居住しており、申請地で野菜などを作っていますが、90歳になり、今後の耕作が難しい状況です。

譲受人は数年後に定年を迎え、定年後には吉田に帰ってくる予定であり、母親の面倒を見ながら耕作するとのこと。今でも実家にはよく戻ってきて母の面倒を見たり畑を行っているようです。作付計画では、じゃがいもや玉ねぎやねぎなど露地野菜を栽培する予定です。現地を確認したところ、ネギを植えた様子が確認できました。説明は以上です。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番（加藤委員）** 1・2・3番ともに、現在より農地の有効活用が図られると予想されますので、私は賛成いたしますが、3条申請ということで推進委員さんの意見を尊重してご審議をお願いします。なお、3番の案件は平成30年の相続で取得した土地であることから、現在は3年未満と判断をするが、「3年3作は耕作をする」という申し合わせについては、相続で取得した土地であることから該当はしないと考えることで良いのでしょうか。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**1区（吉川推進委員）** 事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、1・2番は保全管理状態であること、3番は現在も野菜を作付していました。遊休農地の解消として、今後、耕作していくことですので良いことと判断をしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**6番（彦久保委員）** 番号4ですが、概要は事務局の説明のとおりで、前回の総会で別段の面積を定めた土地でございます。現地確認時に、譲受人家族とお会いでき、この地で耕作をしていくという話をいただいたので、良いことと判断をしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**5区（新井推進委員）** 概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

**3番（長谷川委員）** 3番ですが、内容については問題はないと判断をしますが、当委員会での申し合わせになっている「3年3作の耕作」について、新任の委員もいるので説明をお願いしたい。

**岩田主事** 今回の案件については相続で取得したことから問題はないと考えますが、誰かから売買等で取得した農地をすぐに転売するようなことについてを懸念していることから、農地を農地として取得した時には、一般通年上の考え方として、少なくとも3年3作程度は耕作をしてほしいという、当委員会での申し合わせ事項です。

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第2号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。  
（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

**議案第3号上程 農地法第4条の規定による許可申請について** （1件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は、上吉田 字久形大道下（ひさかただいどうした） 畑 1筆 283㎡で、平成元年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。

申請地は主要地方道高崎神流秩父線宮戸交差点から西北西約1330mの場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、申請地は申請者の父親が昭和29年に建てた自己用住宅が建っており、数度の増改築を経て現在に至っております。昨年末に相続登記をしたところ地目が畑のままであったことが判明したため、これを是正したいとして始末書添付の上、申請されたものです。

隣接農地所有者の承諾書も整っており、周囲の営農状況に支障はないと考えられます。申請地を確認しましたところ、斜面地となっており申請書のとおり車庫

と住宅がほぼ敷地いっぱい建てられている状況でした。説明は以上です。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**2番（上井委員）** 案内図のとおりでございます。道路に面して車庫があり平屋の家屋がその奥にあります。片づけをしている様子であったので住まわれるのかなと思いました。始末書も添付されているので、問題はないと判断をしました。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。  
(「無し」という人あり)

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第3号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長（衆会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

#### 議案第4号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

**議長（衆会長）** 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** 私からは番号1から3について説明します。

まず番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 中村町 三丁目 田 1筆 10㎡で、昭和38年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。

申請地は佐久良橋の北東から約400m離れた場所におり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接地に住宅を建て居住しており、申請地に草が生い茂ることがあったために、他人の土地ではありながら、その都度、草刈りをしていました。このたび土地の所有者が判明したため事情を説明したところ、土地を譲っていただけることとなり、ここを譲り受けて住宅敷地を拡張したいとして申請されました。

草刈りの手間をなくすため、また防犯上の観点から、譲り受けた土地にはコンクリートの基礎を打ち、その上にフェンスを設置する計画になっています。資金調達計画も整っており、隣接に農地はありません。現地は細長く、耕作が不可能な形状をしており、保全管理されておりました。

続きまして、番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 近戸町 田 1筆 722㎡で、令和2年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。

申請地は佐久良橋の北東約200m付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。申請事由ですが、申請地は市内中心部にあり交通の便も良いことから住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、ここに宅地分譲地3区画分を計画したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また隣接に農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっておりました。

続きまして、番号3について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 滝の上町 畑 2筆 計34.91㎡で、平成25年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。申請地は秩父第一中学校の南約150m地点にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は資材置場です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接地に工場を建て鉄鋼業を営んでいます。近隣にも資材置場兼車両置場を借りていますが、手狭となっており、また申請地は工場のすぐ隣にあることから利便性もよいため、ここを譲り受けて資材置場として使用したいとして申請されました。

申請地は車両が進入できないため、鉄鋼材を運搬するためのパレットなど、軽量資材の保管場所として使用する計画になっております。

資金調達計画も整っております。現地は傾斜のある土地で、保全管理されておりました。説明は以上です。

**小嶋主席主幹** 私からは、番号4、番号5について説明いたします。

番号4について説明をいたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。申請地は、栃谷字桑原沢（くわはらさわ）・畑・1筆・1582平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。申請地は、高篠小学校から東に700メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は資材置場及び駐車場用地で、6か月間の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は市内で建設業を営む法人であり、このたび秩父市発注工事である幹線67号線道路改築工事をおこなうこととなっています。その際、申請地を一時的に譲り受け、資材等の仮置き及び工事関係の車両駐車場を設置することで、工事を円滑に進めたいとして申請されました。

計画では、申請地に自社で所有の鉄板を駐車場所に設置する以外はそのまま使用することになっており、資金はかかりません。また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付され、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。また本申請は工事期間内の一時転用であり、工事完了後は農地に復旧する旨が申請書に記載されています。

現地を確認しましたところ、保全管理されておりました。

つづきまして、番号5について説明をいたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字越腰（えつこし）・畑・1筆・307平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校から東北東に800メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、譲受人は深谷市内で太陽光発電等の工事並びにメンテナンス等を営む法人であり、申請地は不耕作状態で、今後においても耕作する予定はなく、管理していくことも難しくなっていることから、有効活用すべく検討した結果、譲渡人が役員となっている譲受人が申請地に太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

資金調達計画は整っており、計画では太陽光パネル64枚と、その他必要な機器等を設置する予定とのことです。申請にあたり、東京電力との電力需給接続契約を締結したことがわかる書類、さらには、経済産業省からの再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知も添付されております。また、申請地に隣接する農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、保全管理されておりました。

私からは以上です。

**新井主席主幹** 番号6について説明します。

譲受人、譲渡人、申請事由等は、議案書記載のとおりです。申請地は 下吉田 字 取方 畑 2 筆 1 5 2 1 平方メートルで、平成 8 年に相続により取得した土地です。案内図の 1 2 ページをご覧ください。

申請地は、釜の上交差点から西に約 8 7 0 m に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由は資材置場です。譲受人は鉄工建築の設計及び施工、建設業、解体工事業等を請け負う事業者ですが、事業拡大に伴い、既存の資材置場では大型トラックの出入りが困難であるため、資材置場を探していたところ、本申請地を譲ってもらえることになったため今回の申請となりました。本申請地を資材置場に転用ができた際には、大型鉄骨置場や製品の一時置場として活用する予定です。

なお、申請地に隣接する土地は、二名の地権者が所有する雑種地、宅地が約 6 7 3 m<sup>2</sup>ありますが、その土地も一体利用する計画です。それぞれの地権者とは協議を進めており、1 人とは既に契約に至り、もう一人についても近々契約する予定だそうです。資金調達計画は整っています。また、隣接に影響を及ぼす農地もなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、不耕作地となっており、長い間耕作がされた様子がありませんでした。また、申請地から約 1 5 0 m ほど離れた申請者の工場（こうば）についても確認したところ、道路から一段高い位置にあり、申請のとおり出入口が狭い状態でした。以上で終わります。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4 番（加藤委員）** 番号 1・2・3 については事務局の説明のとおりですが、転用目的について譲受人と譲渡人が合意していること、近隣の状況また 3 種農地であること等を勘案してやむを得ないと判断をしました。ご審議よろしくお願ひします。

**6 番（彦久保委員）** 番号 6 ついてですが、概要は事務局の説明のとおりで、将来性のある会社であり、自社の資材置き場に活用していきたいとのこととございます。また譲渡人についても今後農業をできる状態ではないことからやむを得ない判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。なお、番号 4・5 については、担当委員の 7 番横田委員が急遽欠席し

ておりますので、発言はありません。事務局の議案説明をもって採決とさせていただきます。またその際、番号1・2・3・6と番号4・5に分けて採決をいただくことをご承諾いただきます。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**2番（上井委員）** 5番の太陽光発電についてですが、前回横田委員は、太陽光発電の廃棄の動向を心配しておりましたが、5番の案件についてはそのことを明記してあるのか。太陽光設備を廃棄する場合には誰が責任をとるのですか。

**小嶋主席主幹** 申請書には、周辺に支障が発生しないようにすることと、万が一支障を期した場合には責任をもって対処する旨が明記されております。

**議長（衆会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。まず、番号1・2・3・6について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

続きまして、番号4・5について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

## 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（衆会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和3年第1回定例総会を閉会いたします。